

令和7年第1回定例会
 予算特別委員会資料第14号
 小坂委員請求
 図書館課

1. 国分寺市立図書館資料購入費・市民一人当たり資料購入費（予算額）*電子図書館関係費を除く

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
資料購入費（千円）	22,082	22,552	23,620	24,147	24,806
一人当たり資料購入費（円）	173	176	183	187	191

2. 隣接市の市立図書館資料購入費・市民一人当たり資料購入費（令和5年度決算額）*電子図書館関係費を除く

	小金井市	小平市	国立市	府中市	立川市
資料購入費（千円）	48,107	50,116	27,417	98,852	71,492
一人当たり資料購入費（円）	385	255	361	380	385

会計年度任用職員の任用状況等について

1 会計年度任用職員の職種、任用件数、構成比（令和6年4月1日時点）

職 種	任用件数	構成比
一般事務職員	469人	36.4%
技術職員	1人	0.1%
医師	0人	0.0%
医療技術員	77人	6.0%
看護師等	89人	6.9%
保育士等	114人	8.9%
技能労務職員	88人	6.8%
教員・講師	46人	3.6%
図書館職員	29人	2.3%
その他（放課後児童支援員等）	374人	29.1%
合 計	1,287人	100.0%

※対象者は、令和6年4月1日に在職している月額及び時間額会計年度任用職員
 ※令和6年度 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（任用件数等）
 に準じている。

2 会計年度任用職員の超過勤務時間数（令和5年度実績）

・年間7,268時間（1人当たり 年間20.7時間、月平均1.7時間）

※対象者は、令和6年3月1日に在職している月額会計年度任用職員

○国分寺市高齢者等住宅保証要綱

平成8年7月1日

要綱第8号

最近改正 令和3年6月30日

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者世帯、障害者がいる世帯及びひとり親世帯（以下「高齢者等」という。）が市内で転居する場合に、国分寺市（以下「市」という。）が当該転居先の住宅に係る賃貸借契約の保証人となること（以下「住宅保証」という。）により、住宅を円滑に確保し、もって高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(住宅保証を受給できる者)

第2条 住宅保証を受給できる者は、住宅の取壊し等により住宅に困窮している者で、次の各号に定める要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に1年以上居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録され、引き続きその状況を有すること。

(2) 次のいずれかに該当する世帯の世帯主又はこれに準ずる者であること。

ア 65歳以上の者のひとり暮らしの世帯又は世帯の構成員が65歳以上の者を含む60歳以上の者のみの世帯

イ 身体障害者手帳（4級以上とする。）又は愛の手帳（3度以上とする。）の被交付者のいる世帯

ウ ひとり親の世帯でその児童全員の年齢が18歳未満である世帯

(3) 申請者の属する世帯以外に2親等以内の親族がいないこと。

(4) 保証人となるべき知人等がいないこと。

2 前項の規定にかかわらず、同項各号のいずれかの要件を欠く者であつて、市長が必要と認めるものについては、当該各号の要件を満たすものとする。

(住宅保証の内容)

第3条 市は、住宅の賃貸借契約上の保証人として、第8条の規定により住宅保証の決定を受けた者が市内の民間住宅の賃貸借契約を締結する場合に、当該賃貸借契約から生じる債務のうち、滞納家賃6箇月分までに限り、当該年度の予算の範囲内において、家主に対し保証するものとする。

2 前項に定める保証のほか、市は、家主に対し第14条第2項に定める保証を行う。

3 市は、前2項に定めるもののほか、特に必要と認めるときは、家主に対し必要な援助を

することができる。

(住宅保証の申請)

第4条 住宅保証を受けようとする者(以下「住宅保証申請者」という。)は、国分寺市高齢者等住宅保証申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、市長に提出し、その決定を受けなければならない。

(住宅保証の仮決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、申請内容を審査し、住宅保証の適否を仮に決定し、国分寺市高齢者等住宅保証仮決定・却下通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知する。

2 前項に規定する仮決定の有効期限は、当該住宅保証申請者が住宅の賃貸借契約を締結するまでの間とする。

(仮決定の取消し)

第6条 市長は、仮決定を受けた者(以下「被仮決定者」という。)が次のいずれかに該当したときは、当該仮決定を取り消すものとし、国分寺市高齢者等住宅保証仮決定取消通知書(様式第3号)により、被仮決定者に通知する。

- (1) 不正又は虚偽の申請により決定を受けたとき。
- (2) 住所を市外に移したとき。
- (3) 仮決定を受けた後1年間住宅の賃貸借契約を締結しなかったとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき。

(住宅保証の受給申請)

第7条 被仮決定者は、住宅の賃貸借契約締結前に、国分寺市高齢者等住宅保証受給申請書(様式第4号)に、締結を予定している賃貸借契約書その他必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(住宅保証の決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、申請内容を審査し、当該住宅保証の可否を、国分寺市高齢者等住宅保証決定・却下通知書(様式第5号)により、当該申請者に通知する。

(住宅保証被決定者)

第9条 市は、前条の規定により住宅保証の決定を受けた者(以下「住宅保証被決定者」という。)に対し、第3条に定める住宅保証を行う。

(住宅保証の期間)

第10条 住宅保証の期間は、賃貸借契約期間とする。ただし、2年を限度とするものとする。

(賃貸借契約書の指定)

第11条 住宅保証被決定者が住宅の賃貸借契約に用いる賃貸借契約書は、市が定めたもの又はそれに準ずるものでなければならない。

(住宅保証の取消し)

第12条 市長は、住宅保証被決定者が次の要件に該当するときは、その決定を取り消すものとし、国分寺市高齢者等住宅保証決定取消通知書(様式第6号)により、当該住宅被決定者及び同人と住宅の賃貸借契約を締結している賃貸人(以下「家主」という。)に通知する。

- (1) 不正又は虚偽の申請により決定を受けたとき。
- (2) 住所を市外に移したとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき。

(再申請)

第13条 第10条に規定する住宅保証の期間が満了した住宅保証被決定者で、引き続き住宅保証を受けようとする者は、国分寺市高齢者等住宅保証受給申請書に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、申請の内容を審査し、住宅保証の可否を、国分寺市高齢者等住宅保証決定・却下通知書により、当該申請者に通知する。

(家財保険契約)

第14条 市長は、住宅保証被決定者を被保険者とする借家人賠償責任担保特約及び個人賠償責任担保特約付きの家財保険契約を締結する。この場合において、当該家財保険契約に係る保険金額の上限は、次の各号に掲げる保険等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 家財保険 1,000,000円
- (2) 借家人賠償責任担保特約 10,000,000円
- (3) 個人賠償責任担保特約 100,000,000円

2 市長は、家財保険から支払われる保険金のうち借家人賠償責任担保特約及び個人賠償責任担保特約から支払われる保険金は、家主等に対する責務について市が行う保証に充て、家財保険から支払われる保険金は、住宅保証被決定者に対する見舞金に充てるものとする。

3 住宅保証被決定者は、第1項に規定する保険契約に関する手続を行うときは、関係書類を、事前に、市長に提出しなければならない。

(市の支援)

第15条 市長は、住宅保証の期間中、住宅保証被決定者に対し必要な助言を行うものとし、家主に対しても可能な支援を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の国分寺市高齢者等住宅保証要綱（以下「新要綱」という。）第14条の規定は、施行日以後に新要綱第8条又は第13条第2項の規定により審査の決定を受けた者について適用し、施行日前に審査の決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年7月9日（以下「施行日」という。）から施行する。
(第3条の規定による国分寺市高齢者等住宅保証要綱の一部改正に伴う経過措置)
- 4 施行日前に第3条の規定による改正前の国分寺市高齢者等住宅保証要綱の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、第3条の規定による改正後の国分寺市高齢者等住宅保証要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式で、現に用紙が残存しているもの限り、必要な訂正を加えて、これを使用することができる。

様式 略

高齢者居住公の保証事業対象者数（平成31年度～令和5年度）

年度	対象者数
平成31年度	3
令和2年度	1
令和3年度	1
令和4年度	0
令和5年度	0

令和7年 第1回定例会
予算特別委員会資料第17号
高野委員請求
学務課

児童・生徒の視力推移(直近5年)

	裸眼視力	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
小学校	1.0以上	59.6%	63.0%	60.5%	62.6%	65.8%
	0.7以上1.0未満	14.1%	12.4%	15.2%	13.9%	14.2%
	0.3以上0.7未満	14.6%	12.2%	12.1%	12.9%	13.3%
	0.3未満	11.6%	12.4%	12.2%	10.6%	6.7%
中学校	1.0以上	48.1%	52.5%	49.8%	49.9%	49.1%
	0.7以上1.0未満	14.9%	13.4%	15.5%	16.2%	15.3%
	0.3以上0.7未満	21.7%	19.9%	20.2%	20.3%	19.4%
	0.3未満	15.3%	14.2%	14.5%	13.6%	16.2%

学童保育所の在籍児童数・定員数・施設数について（各小学校ごと）

令和7年第1回定例会
 予算特別委員会資料第19号
 皆川委員 諸 求 課
 子ども子育て支援課

令和7年1月1日現在

学区	公設・民設 区分	施設名	定員(人)	在籍数(人)	施設数	学区内定員合計 (A)	学区内在籍数合計 (B)	定員に対する% (B/A)
一 小	公設	第一東元町学童	41	86	4	114	129	113.2%
	公設	第二東元町学童	16	15				
	民設	学童保育じゃんぶ 東元町クラブ	19	14				
	民設	キッズクラブ・東元町	38	14				
二 小	公設	第一光町学童	60	65	5	220	255	115.9%
	公設	第二光町学童	55	61				
	公設	第三光町学童	30	44				
	公設	第四光町学童	30	41				
	民設	ふじSUNクラブ	45	44				
三 小	公設	第一東恋ヶ窪学童	46	75	4	173	236	136.4%
	公設	第二東恋ヶ窪学童	42	72				
	民設	学童保育所かがやき	40	41				
	民設	ウィズダムアカデミー 園分寺校	45	48				
四 小	公設	第一泉町学童	71	81	6	232	247	106.5%
	公設	第二泉町学童	30	36				
	公設	第三泉町学童	32	45				
	民設	colors西元町 学童保育所	45	45				
	民設	キッズクラブ泉町	22	16				
	民設	キッズクラブ泉町第2	32	24				
五 小	公設	第一日吉町学童	56	47	3	126	147	116.7%
	公設	第二日吉町学童	35	47				
	公設	第三日吉町学童	35	53				
六 小	公設	第一新町学童	61	65	3	157	174	110.8%
	公設	第二新町学童	56	68				
	民設	学童保育じゃんぶ 東戸倉クラブ	40	41				
七 小	公設	第一本多学童	40	53	5	178	201	112.9%
	公設	第二本多学童	37	48				
	公設	第三本多学童	26	33				
	民設	園分寺駅北口 和みっクラブ	45	38				
	民設	学童保育じゃんぶ 本町クラブ	30	29				
八 小	公設	西町学童	45	80	1	45	80	177.8%
九 小	公設	西恋ヶ窪学童	81	104	1	81	104	128.4%
十 小	公設	戸倉学童	53	106	2	93	143	153.8%
	民設	キッズクラブ戸倉	40	37				
		合計	1,419	1,716	34	1,419	1,716	120.9%

※三季のみ利用の児童数を除く

令和3年度～令和7年度
 国分寺市地域バス運行事業ルート別人件費の推移

令和7年第1回定例会
 予算特別委員会資料第20号
 星委員請求課
 交通対策課

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
日吉町ルート	28,947	26,590	27,938	31,950	30,371
東元町ルート	19,087	17,730	18,523	21,316	27,468
本多ルート	19,826	18,374	19,114	22,167	34,099
西町ルート	20,996	20,565	20,336	24,318	28,989
北町ルート	13,962	14,579	15,246	16,146	17,525
万葉・けやきルート	17,124	15,814	16,755	18,680	24,456
合計	119,942	113,652	117,912	134,577	162,908

市町村税課税状況等の調 第5表【給与所得者】

令和7年第1回定例会
 予算特別委員会資料第21号
 高野委員請求資料
 課 税 課

課税標準額の段階／納税義務者数（人）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市 町 村 民 税	10万円以下の金額	1,247	1,244	1,162	1,323	0
	10万円を超え100万円以下	10,681	10,793	10,574	10,414	9,724
	100万円 `` 200万円 ``	13,973	14,463	14,601	14,270	14,000
	200万円 `` 300万円 ``	9,456	9,597	9,842	10,054	10,454
	300万円 `` 400万円 ``	5,933	5,930	6,080	6,350	6,573
	400万円 `` 550万円 ``	5,381	5,304	5,543	5,817	5,919
	550万円 `` 700万円 ``	2,517	2,475	2,633	2,668	2,824
	700万円 `` 1,000万円 ``	2,302	2,288	2,378	2,543	2,683
	1,000万円を超える金額	1,802	1,758			
	1,000万円 `` 2,000万円 ``			1,513	1,642	1,645
	2,000万円 `` 5,000万円 ``			293	355	339
	5,000万円 `` 1億円 ``			41	43	44
	1億円を超える金額			8	10	9
	合計	53,292	53,852	54,668	55,489	54,214

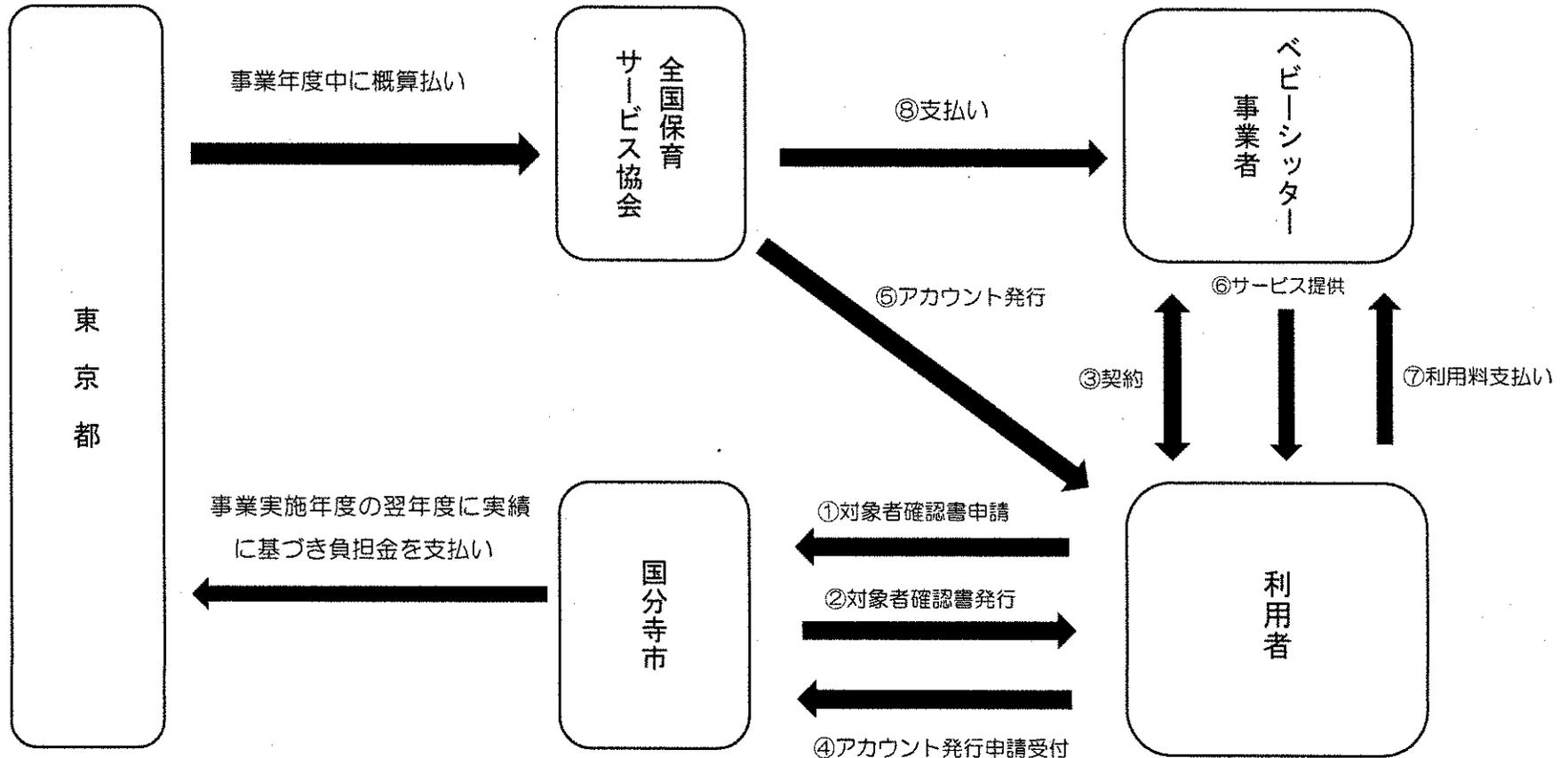
土地開発公社の所有する土地の買戻し予定地

令和7年第1回定例会
予算特別委員会資料第22号
及川委員請求
財政課

NO.	対象事業用地	所在地
1	公共事業用地（都市計画道路3・4・12号線事業用地）	本町3-2848-20、21、70
2	国分寺都市計画道路事業3・4・12号国分寺駅上水線用地	本町3-2837-52
3	国分寺都市計画道路事業3・4・1号小金井国分寺線用地	東元町3-1347-3、5
4	国分寺都市計画道路事業3・4・12号国分寺駅上水線用地	本町3-2837-50
5	旧し尿処理施設用地	西元町2-2272-1
6	国分寺都市計画道路事業3・4・1号小金井国分寺線用地	東元町3-1349-8
7	国分寺都市計画道路事業3・4・12号国分寺駅上水線用地	本町3-2839-43
8	市立黒鐘公園用地	西元町4-2349-2の一部
9	国分寺都市計画道路事業3・4・12号国分寺駅上水線用地	本町3-2848-101
10	国分寺都市計画道路事業3・4・12号国分寺駅上水線用地	本町3-2848-51

ベビーシッター利用支援事業のスキーム

- 待機児童対策としてのベビーシッター利用支援事業(事業者連携型)は、東京都・公益社団法人全国保育サービス協会・国分寺市の三者で、年度ごとに協定を締結し、三者が連携して行う事業。事業実施年度の前年度に協定を締結し、事業実施翌年度に東京都へ市負担金の支払いを行う仕組みとなっている。
- 市の主な役割は、公費負担の一部を負担する他、利用希望する方に対する対象者確認書の交付、システムのアカウント発行申請の受付、事業内容の説明等である。



ゲートキーパー養成講座の実績について

令和7年 第1回 定例会
 予算特別委員会資料第24号
 皆川 委員 請求
 健康 推進 課

		日時	参加人数 (人)	対象者
令和2年度		令和3年1月28日	11 (市職員11)	市職員、関係機関
令和3年度		令和4年1月31日	13 (市職員12、関係機関1)	
令和4年度		令和4年12月21日	21 (市職員13、民生委員・児童委員6、関係機関2)	市職員、民生委員・児童委員、関係機関
令和5年度	第1回	令和5年8月30日	56 (市職員20、民生委員・児童委員13、関係機関3、市民20)	市職員、民生委員・児童委員、関係機関、市民
	第2回	令和6年3月11日	40 (市職員17、民生委員・児童委員8、市民15)	
令和6年度	第1回	令和6年9月6日	29 (市職員15、民生委員・児童委員1、関係機関2、市民11)	
	第2回	令和7年2月28日	22 (市職員9、民生委員・児童委員4、関係機関2、市民7)	

※関係機関は、相談業務に関わる市の委託事業者職員等

令和7年第1回定例会
予算特別委員会資料第25号
皆川委員請求
子育て相談室

児童発達支援センターつくしんぼの支援体制の強化と取組の充実について

① 療育指導・相談担当（月額会計年度任用職員）の増員

	令和7年度	令和6年度	増員数
つくしんぼ障害児 療育指導・相談業務(人)	22	20	2

② 専門相談の拡充

	令和7年度	令和6年度	増回数
感覚統合訓練（回）	48	27	21

「市長への手紙」直近5年分の件数（手紙・FAX・メール別）
 うち、返信した件数・市長名での返信件数

年度	種別	収受件数	回答件数
令和2年度	手紙	54	36
	ファックス	13	5
	メール	369	131
	小計	436	172
令和3年度	手紙	54	40
	ファックス	15	2
	メール	352	131
	小計	421	173
令和4年度	手紙	44	28
	ファックス	9	3
	メール	194	114
	小計	247	145
令和5年度	手紙	44	24
	ファックス	2	1
	メール	166	86
	小計	212	111
令和6年度 (1月末まで)	手紙	30	17
	ファックス	7	3
	メール	170	76
	小計	207	96

※「市長への手紙」は、広聴制度の一つとして、市政に対する意見等を市長を宛先として送付いただくものであり、市長から回答を行う制度ではない。

※収受件数には、氏名等不詳で回答できないもの、差出人が回答を希望しないものなどが含まれるため、回答件数とは一致しない。

国分寺市介護未経験者研修費用補助金交付実績（平成31年度～令和5年度）

年度	交付人数（人）	交付額（円）
平成31年度	7	395,000
令和2年度	4	225,000
令和3年度	11	684,000
令和4年度	4	241,000
令和5年度	3	175,000

○国分寺市介護未経験者研修費用補助金交付要綱

平成31年3月28日

要綱第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護に関するサービスの提供体制の確保及び質の向上のため、研修を修了し、市内事業所等に就業した者に対して、国分寺市介護未経験者研修費用補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「研修」とは、介護職員初任者研修課程又は生活援助従事者研修課程をいう。

2 この要綱において「市内事業所等」とは、市内に所在する次に掲げるサービスを行う事業所又は介護保険施設をいう。

- (1) 指定居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅療養管理指導を除く。）
- (2) 指定介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防居宅療養管理指導を除く。）
- (3) 指定地域密着型サービス
- (4) 指定地域密着型介護予防サービス

3 前2項に定めるもののほかこの要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）において使用する用語の例による。

(対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の4月1日以後に研修を修了した者であって、当該修了の日から3月以内に市内事業所等に介護職員として就業したもの（当該市内事業所等の事業者又は開設者に雇用されている者に限る。）のうち、申請の日において当該市内事業所等に引き続き3月以上就業しているもの（訪問介護員等として就業し、その勤務日及び勤務時間が不規則な場合にあつては、申請の日の属する月前3月の市内事業所等における従事時間の合計が90時間を超えているもの）とする。

(対象経費及び交付額)

第4条 補助金の対象となる経費及び交付の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、国分寺市介護未経験者研修費用補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 就業証明書（様式第2号）
- (2) 研修を行った者が交付する当該研修の修了を証明する書類の写し
- (3) 研修の受講に要した費用の領収書

(4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認めるもの

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を国分寺市介護未経験者研修費用補助金交付決定・不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請をした者に通知する。

2 前項の規定による補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)は、予算の範囲内で、申請の順序により行うものとする。

3 市長は、交付決定をしたときは、速やかに補助金を交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が指定する口座に振り込むものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象経費	交付額
研修の受講に要した費用(テキスト代、実習に要した費用等を含む。)	補助対象経費に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)又は66,000円のいずれか少ない額

備考

1 補助金の交付の対象となる研修は、申請の日において就業している市内事業所等に就業した日前3月以内に修了したものとする。

2 補助金は、介護職員初任者研修課程及び生活援助従事者研修課程のそれぞれについて交付する。

様式 略

成年後見制度利用支援事業について

【令和7年度からの変更点】

1 申立費用助成（新規）

後見、保佐又は補助開始の審判の請求に要する費用を助成する。

申立人	助成概要	
本人	(対象) 生活保護受給者または申立費用を控除した資産額が最低生活費の額に満たない世帯に属する者	【助成額（実費）】 ・収入印紙 申立手数料 後見登記手数料 ・切手 郵送料 ・診断書作成費用 ・鑑定費用 （上限10万円）
親族	同上	
その他 ※ （成年後見人等、任意後見人、成年後見監督人等、検察官）	同上	

※ 被後見人等の症状が回復した場合または悪化した場合の類型変更手続きを行う場合に、申立人となる可能性がある。

2 報酬負担費助成（申請要件の見直し）

生活保護受給者ではないが経済的困窮のある方について、本人・親族等による申立てにより成年後見制度を利用する場合を、報酬負担費助成の対象に追加する。

対象者	申立人	現行	変更後
生活保護受給者	首長	○	○
	本人	○	○
	親族	○	○
	その他	○	○
審判により決定した報酬額を控除した資産額が、最低生活費の額に満たない世帯に属する者	首長	○	○
	本人	×	○
	親族	×	○
	その他	×	○

①利用者負担額徴収基準額表の階層区分ごとの人数

令和6年8月在籍時点

各月初日の在籍支給認定子どもの属する世帯の階層区分		3歳未満児		
階層区分	定義	利用者負担額 (月額) (円)	階層人数 (人)	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支給給付受給世帯並びに令第15条の3（法第30条の4第3号の政令で定める場合及び市町村民税を課されないものに準ずる者）第2項第3号に掲げる小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親である保護者	0	6	
B	当該年度分の市町村民税額が右記の区分に該当する世帯	A階層を除く市町村民税非課税世帯	0	23
C		市町村民税が均等割のみの課税世帯	2,400	7
D1		5,000円未満の世帯	3,300	5
D2		5,000円以上28,500円未満の世帯	4,100	18
D3		28,500円以上29,500円未満の世帯	5,900	0
D4		29,500円以上36,000円未満の世帯	6,900	7
D5		36,000円以上50,500円未満の世帯	8,300	25
D6		50,500円以上76,700円未満の世帯	9,800	39
D7		76,700円以上97,100円未満の世帯	12,900	48
D8		97,100円以上121,000円未満の世帯	17,000	71
D9		121,000円以上142,000円未満の世帯	22,600	80
D10		142,000円以上161,000円未満の世帯	27,200	100
D11	当該年度分の市町村民税所得割が右記の区分に該当する世帯	161,000円以上192,000円未満の世帯	30,000	152
D12		192,000円以上218,000円未満の世帯	32,600	129
D13		218,000円以上243,500円未満の世帯	34,500	123
D14		243,500円以上269,500円未満の世帯	36,500	103
D15		269,500円以上303,500円未満の世帯	38,600	125
D16		303,500円以上327,000円未満の世帯	40,600	79
D17		327,000円以上366,000円未満の世帯	43,300	97
D18		366,000円以上414,000円未満の世帯	45,700	78
D19		414,000円以上446,000円未満の世帯	48,500	37
D20		446,000円以上479,000円未満の世帯	50,600	31
D21		479,000円以上510,000円未満の世帯	52,800	32
D22		510,000円以上の世帯	55,100	108

※ 利用者負担額及び階層人数は、「標準時間保育認定」のもの。

②利用者負担額の平均と中央値

3歳未満児 利用者負担額 (円)	
平均	33,269
中央値 D13	34,500

① 障害児保育における年齢別の園児数（令和7年2月1日時点）

※私立保育園は、障害児保育事業費等の申請があった園児のみで算出。

年齢	人数
0歳	1
1歳	3
2歳	6
3歳	18
4歳	15
5歳	17
合計	60

② 全施設数及び障害児受け入れ施設数（令和7年2月1日時点）

※私立保育園は、障害児保育事業費等の申請があった施設のみ算出。

全施設数	施設数
45	27

③ 障害児受け入れ施設への補助内容

○ 公定価格における加算（療育支援加算）

主任保育士専任加算の対象施設かつ障害児を受け入れている施設において、主任保育士を補助する者を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算する。

・ 基本額【1施設あたり】

特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 52,030 円/月

それ以外の障害児受入施設 34,680 円/月

※上記に加え、各施設における保育士処遇改善加算にかかる加算率に応じた加算額が追加される。

○ 保育サービス推進事業補助金（都補助 特別保育事業等推進加算 障害児保育）

・ 特別児童扶養手当支給対象児 45,000 円/月

・ その他（知的） 38,000 円/月

・ その他（身体） 31,000 円/月

○ 障害児保育事業費・障害児保育実施補助金（市独自補助）

障害児に対して加配を付ける施設に対して例月の委託費と併せて補助。

・ 障害児保育事業費 104,420 円/月

・ 障害児保育実施補助金 95,580 円/月

令和7年度 認知症予防普及啓発事業概要（案）

1 目的

認知症基本法施行により、認知症予防に関する正しい知識や最新情報等の普及啓発により、新しい認知症観にたった認知症や認知症の人に関する理解を促進する。

2 事業内容

認知症予防に係る普及啓発の取組

(1) 認知症月間(9月)における認知症予防普及啓発イベント

- ・認知症予防普及啓発講演会 講師:医師(認知症予防を専門とする)
- ・あたまの健康チェック申込受付(10月以降に市内各地域で開催)

(2) あたまの健康チェック(認知機能評価)

①地域の関係機関・団体を対象とした「あたまの健康チェック」説明会の開催(上半期)

※地域包括支援センター・民生児童委員・老人クラブ・シルバー人材センターなど

②市内公共施設6施設でのあたまの健康チェック開催

対象:50歳以上(市内に住所を有する) 対面式検査(1人10分程度)

あたまの健康チェックとは

もの忘れの自覚がない予防段階や若年層など、健常域から認知機能を評価

注)認知機能の評価で認知症の診断に用いるスケールではない

3 実施形態

上記2の(1)及び(2)を一体的に事業者へ委託

※講演会及びあたまの健康チェックの受付等の一部の事務は市が実施

4 その他

都補助 10/10(人口による基準額)を活用 令和6年度から令和10年度まで

※都補助の普及啓発メニューを活用した場合、翌年以降認知症検診を実施することが補助要件

国分寺市道路反射鏡設置基準

第1 目的

この基準は、市内の道路において道路反射鏡（以下「反射鏡」という。）を適切に設置し、道路上の安全を図り、交通事故を未然に防止することを目的とする。

第2 対象となる道路

設置の対象となる道路は、次の各号のいずれかに該当する道路とする。

- 1 市道（行き止まり道路を除く）
- 2 両端が市道又は都道に接している私道
- 3 市道（行き止まり道路）
- 4 私道（行き止まり道路）で車両を使用する沿道の世帯数が10以上のところ

第3 設置できる場所

設置できる場所は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 1 屈折、屈曲部であり、かつ見通しの悪い場所
- 2 信号のない交差点で、かつ見通しの悪い場所

第4 設置できる条件

設置できる条件は、次の各号に定める内容をすべて満たすこととする。

- 1 反射鏡の設置により、道路の通行の妨げにならないこと。
- 2 反射鏡は、物理的かつ安全に設置できる場所に設置すること。
- 3 反射鏡を設置することにより、設置箇所に隣接する土地、建物等の利用の妨げにならないこと。
- 4 道路敷地内に設置すること。但し、道路の幅員、構造等の理由から道路敷地内に設置できない場合及び設置しようとする道路敷地が私有地の場合は、設置しようとする場所の土地所有者から反射鏡設置同意書（様式1）

によって同意を得た上で当該土地上に設置するものとする。

第5 開発事業に伴う反射鏡の設置

国分寺市まちづくり条例（平成16年条例第18号。以下「まちづくり条例」という。）に定める開発事業に伴う反射鏡の設置については、本基準の規定を準用して、開発事業者とまちづくり条例に定める協議を行うものとする。

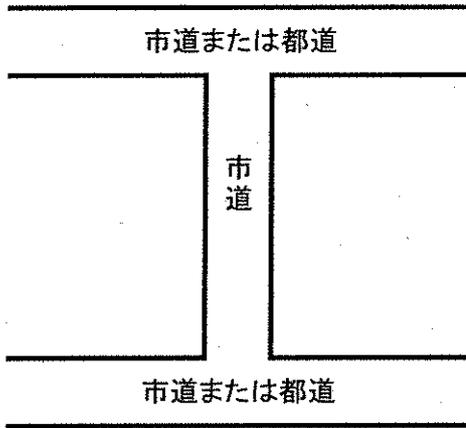
第6 その他

この基準に定めのない事項については、その都度協議するものとする。

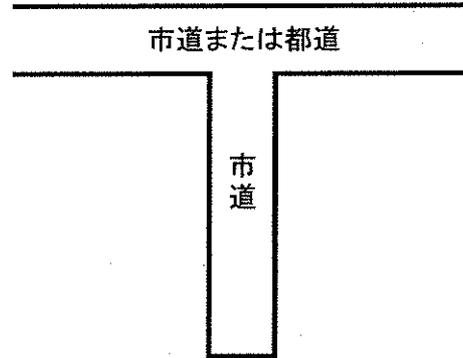
様式1 反射鏡設置承諾書

【参考】対象となる道路の参考図

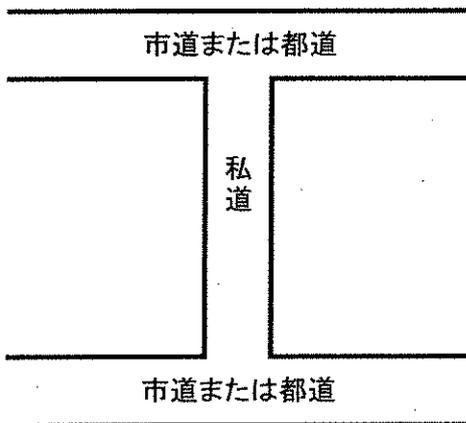
市道(行き止まり道路を除く)



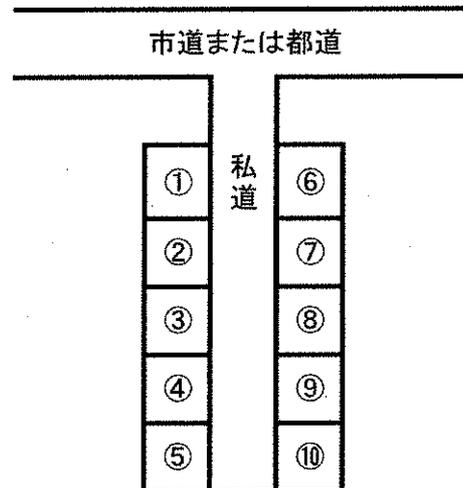
市道(行き止まり道路)



両端が市道又は都道に接している私道



私道(行き止まり道路)で車両を使用する沿道の世帯数が10以上のところ



(様式1)

年 月 日

国分寺市長 殿

所有者 住所

氏名 ⑩

電話

道路反射鏡設置承諾書

下記土地において、道路反射鏡を設置することを承諾します。なお、設置後の道路反射鏡の維持管理は貴市が行うよう願います。

記

場 所	国分寺市	町	丁目	番地先
設置基数	基			

【備考】

- ・ 所有者の欄は、必ずご本人が自署・押印してください。

【以下処理欄】

仕 様	一面・二面
管理番号	
備 考	

令和7年第1回定例会
 予算特別委員会資料第37号
 木村委員請求
 道路管理課

市内LED化状況

街灯	(LED済) 2,580 基	LED化率 100.00%
	(所有灯数) 2,580 基	残 0 基
照明灯	(LED済) 1,248 基	LED化率 64.30%
	(所有灯数) 1,941 基	残 693 基
街灯+照明灯	(LED済) 3,828 基	LED化率 84.67%
	(所有灯数) 4,521 基	残 693 基

令和7年2月28日時点

自治会灯	(LED済) 4,238 基	LED化率 91.26%
	(所有灯数) 4,644 基※	残 406 基

令和7年2月28日時点

※自治会灯の所有灯数については、令和5年10月末時点のものです。

隣接市でのコミュニティバスの運行状況及び路線バスの運賃一覧

令和7年第1回定例会
 子算特別委員会資料第38号
 高野委員 請求
 交通対策課

市区町村	名称	路線名	コミュニティバス運賃	シルバーバス 使用	民間路線バス事業者・運賃
園分寺市	ぶんバス	日吉町ルート	大人200円、小人100円、障害者100円	不可	西武バス 京王バス 銀河鉄道 立川バス 180円 200円 220円 210円
		東元町ルート			
		本多ルート			
		西町ルート			
		北町ルート			
		万葉・けやきルート			
立川市	くるりんバス	西砂ルート	大人180円、小児90円	不可	西武バス 立川バス 180円 210円
		錦ルート			
府中市	ちゅうバス	南町・四谷循環（よつや苑西ルート・四谷六丁目ルート）	大人、小児100円	不可	京王バス 小田急バス 200円 200円
		押立町・朝日町循環（押立町ルート・朝日町ルート）			
		多磨町ルート			
		北山町循環			
		是政循環			
小金井市	CoCoバス	北東部循環	現金：大人180円、小児90円、65歳以上100円 IC：大人178円、小児89円、65歳以上100円	不可	西武バス 京王バス 小田急バス 関東バス 銀河鉄道 180円 200円 200円 230円 220円
		貫井前循環			
		東町循環			
		中町循環			
		野川・七軒家循環			
小平市	にじバス	小平駅南口～一橋学園駅～中央公民館～津田公民館・図書館循環	大人150円、小児80円	不可	西武バス 都営バス 銀河鉄道 立川バス 関東バス 180円 210円 220円 210円 180円
国立市	くにっこ	北・北西中ルート	現金：大人210円、小児110円 IC：大人210円、小児105円	可	京王バス 立川バス
	あおやぎっこ	青柳ルート	大人200円、70歳以上：100円 小児：100円	不可	200円 210円